

長 号 外
令和 4 年 12 月 9 日

各高齢者施設等の管理者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金支給事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各施設・事業所におかれましては、細心の注意を払いながら事業継続に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰が続く中、社会福祉施設及び医療施設等においては、光熱費など物価高騰の影響により、施設・事業所の運営にも大きな影響が出ていることから、適切で質の高いサービスを安定的に提供するため、社会福祉施設を運営する法人に対し、下記のとおり支援金を支給する予定としております。

概要については下記のとおりですが、申請方法を含む事業の詳細については、改めてお知らせします。

記

1 支給対象者

令和 4 年 12 月 1 日時点において、岩手県内に所在し施設・事業所を運営している法人。

2 支給額

区分	サービス種別	支給額
通所系	通所介護、通所リハビリテーション(医療・施設みなしを除く一般指定のみ)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 90千円
入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養医療施設、介護医療院、短期入所生活介護(空床利用型は対象外)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護・軽費を除く)、特定施設入居者生活介護(養護・軽費を除く)	定員1人当たり 10千円

3 申請書類

- (1) 社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書
- (2) 振込先の口座情報が分かる書類等の写し

4 申請方法等

- (1) 申請方法：電子メール又は郵送による申込み
- (2) 受付期間：令和 5 年 2 月 1 日（水）から同 3 月 20 日（月）
- (3) 申請先：未定

5 その他

- (1) 現時点での概要になりますので、変更となる場合があります。
- (2) 詳細をお知らせするまでは、お問い合わせは御遠慮願います。

【担当】介護福祉担当 小原
電話：019-629-5441